

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

(第1033回 非公開会合)議事概要

1. 日 時 令和3年3月4日(金) 10:30~11:40
2. 場 所 原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室
3. 出席者
原子力規制委員会 石渡委員
原子力規制庁 市村原子力規制部長、大浅田安全規制管理官、内藤
安全規制調整官、江寄企画調査官 他1名
東京電力ホールディングス株式会社 担当者7名
4. 議 題
(1) 東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号
炉の特定重大事故等対処施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評
価について
(2) その他
5. 配付資料

資料1-1 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について
(非公開)

資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について
【補足説明資料】 (非公開)

資料1-3 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について
(資料集) (非公開)

6. 議事概要

(1) 東京電力ホールディングス(株) (以下「東京電力」という。) から、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の特定重大事故等対処施設 (以下「特重施設」という。) に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関する説明があった。

(2) 石渡委員及び原子力規制庁は、特重施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関し、前回審査会合 (令和3年12月24日) にて指摘を行った、新期砂層・沖積層の解析用物性値の扱いについては、適切な回答が得られなかったため、改めて以下の指摘を行い、今後の審査会合で説明を行うよう東京電力に求めた。

- ・新たに取得した新期砂層・沖積層の解析用物性値 (以下「新物性値」という。) については、既許可申請時に用いた新期砂層・沖積層の解析用物性値 (以下「旧物性値」という。) を加えた採取位置 (深度を含む) を示した上で、各物性値を適用する範囲の考え方及び既許可施設等の評価への適用の要否について説明すること。
- ・基礎地盤の安定性評価において、新物性値及び旧物性値の異なる2つの物性値を用いて評価することによって、基準適合しているとした考え方の説明が十分に示されていないため、会合での議論を踏まえて考え方の説明を適正に加えること。
- ・特重施設の設計及び工事の計画の認可においては、各施設のそれぞれの設置位置において、適用する物性値が明確にならなければ耐震設計の審査が行えないため、適用する物性値の考え方を整理しておくこと。
- ・基礎地盤のすべり安全性、支持力及び傾斜の評価結果については、適用する物性値の妥当性が確認できた後に、引き続き審議する。

(3) 上記に対して、東京電力から了解した旨の回答があった。

以上